

店舗の外装・内装の権利化

(意匠登録か商標登録か)

意匠法の大幅な改正がこの4月1日から施行され、意匠登録の対象に「建築物の外観デザインや内装デザイン」が加わりました。この「建築物の外観デザインや内装デザイン」は、意匠のみならず、商標でも「トレードドレス」として保護の対象かどうかということで時折議論されます。

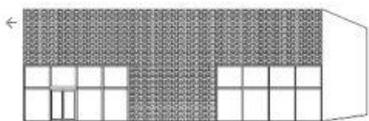
例えば、レストランの建物に目立った特徴があることで、そのレストランの建物をみれば看板を見なくとも「あのレストランだ」と認識することができる場合、その建物のデザイン自体にレストランサービスの提供元（出所元）を識別・表示するといった商標の機能が備わっていることとなります。不正競争防止法の事件ではありますが、コーヒーチェーン店の建物の外観が「商品等表示」（出所表示）に該当するとして外観が似ている建物の使用を禁じた仮処分決定が出された事件（平成28年12月）がありました。

「トレードドレス」とは、文字通り「取引での装い」であり、商品・サービスの取引で使用される「装い」となります。典型的には商品の形状や包装・ラベル等が該当しますが、店舗等の外装・内装も「トレードドレス」に含まれます。商品の形状・包装・ラベル等は立体商標や位置商標等の態様で商標登録することができますが、店舗等の外装・内装デザインも必ずしも商標登録が不可能な訳ではありません。

店舗外観の立体的形状のみからなる商標は、審査基準では、原則として商標法第3条1項3号又は6号に該当すると判断され、商標登録は殆ど不可能です。しかし、長年の使用により当該形状の建物が特定の事業者の販売・提供にかかる商品・役務を示すという識別力を獲得すれば登録可能となります。また、建物の形状と識別力のある他の語・図形等を組み合わせた商標（立体商標）も登録可能です。ご参考までに店舗外観の商標登録が認められた例と拒絶された例を紹介します。

<商標登録例>

登録第5916693号（35類、43類他）



*注：T字形の壁（T字模様あり）

登録第6166724号（43類）



*注：文字要素あり

登録第5851632号（43類）



*注：文字要素あり

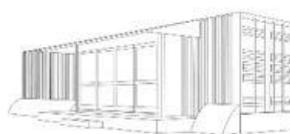
<拒絶例：3-1 該当の拒絶理由通知あり>

商願2013-040662（4類、35類他）



*注：文字要素なし

商願2004-113871（43類）



*注：文字要素なし

今般、意匠法の改正を機に、商標については、商標法の施行規則で立体商標の実線・破線等での描き分け、願書への「商標の詳細な説明」欄の採用等について改正が行われ、更に、審査基準及び審査便覧の改訂（2020.4.1）により店舗等建物の外観や内装を立体商標・位置商標等で出願する場合の「図面」の描き方の指針を示しています。これにより、建築物の図面の描き方、「商標の詳細な説明」欄での記述に留意することで店舗等建物の外観や内装の商標出願がし易くなるものと思われまます。

*注意： 2020.4.1に改定された審査基準でも以下の点は変更ありません。

- ・ 建築、不動産業等の建築物を取り扱う役務についての建築物の形状に過ぎないと認識される立体商標は、商標法第3条1項3号に該当。
- ・ 指定商品又は指定役務を取り扱う店舗等の形状に過ぎないと認識される立体商標は、同条1項6号に該当。

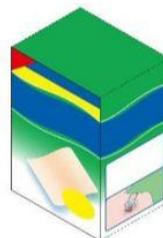
こうなると、特徴あるデザインの店舗の外観や内装を権利化する場合、商標で登録するか、意匠で登録するかの悩みが生じます。また、権利侵害回避のためにはその採用前に登録済みの商標や意匠の調査も必要になってきます。しかし、このような商標か意匠かの問題は、これまでも既に商品の形状・包装・ラベル等でも生じています。以下は、商品パッケージの商標登録と意匠登録の例です。

<パッケージの外装の商標・意匠登録例>

商標登録第6225394号
(立体：第5類)



意匠登録第1529316号
(包装用箱)



ここで、商標登録と意匠登録の違いを簡単にみてみましょう。

	商 標 登 録	意 匠 登 録
登録要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規性は不要 (販売開始の数年後の出願も登録可能) ・ 商品・役務の内容・用途・品質等を示すものでないこと (商品の機能確保に不可欠な形状も登録不可) ・ 極めて簡単でありふれた標章でないこと ・ 他人の先願・登録存続中商標に同一・類似でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規性 (新しさ) が必要 (販売開始後の出願は登録不可～例外適用あり) ・ 物品の機能確保に不可欠な形状でないこと ・ 公知意匠から容易に創作できるものでないこと ・ 先願・登録公報掲載済意匠に同一・類似でないこと
出願手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願公開制度あり ・ 異議申立制度あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願公開制度なし (登録のみ公報掲載) ・ 異議申立制度なし
存続期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録日から10年、更新可能 (登録料は10年毎～5年毎分割可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願日から25年 (更新不可) <2020.4.1以降出願> (登録料は毎年納付要)

なお、権利範囲についていえば、意匠・商標とも類似の範囲まで権利が及びます。しかし、類否判断では、商標は商品・役務の出所混同の観点で検討されるのに対し、意匠ではデザインの美観の観点で検討されます。しかし、美観が類似するかどうかの判断は難しいし、実際には、意匠を見る者の注意を最もひきやすい部分を重要視したり、お互いの意匠の共通点・相違点を考察したりする点で商標の類否検討と共通するところがあります。

また、商標権は、商品のパッケージや建物の外装はそれが使用される商品・役務（薬、菓子、小売、レストラン等）の指定状況が問題になってきますが、意匠では、物品（建物）の用途・機能が同一・類似であるかどうかも考慮されるため梱包箱の意匠が薬品・食品のいずれにも適用されようが権利が及びます。商品のパッケージや建物の外装・内装の意匠登録・商標登録の調査にあたってはこの点注意が必要です。

建物（外装・内装）の商標や意匠の調査については、商標では図形分類「46 店舗の外観又は内装」の各コードで検索することになりますが、意匠では「L3-2000 建物」、「L3-7 内装」の意匠分類での検索となります。

以上、今回の意匠法改正で新たに登録対象に追加された建物の外装や内装は、商標でも問題になってくることの紹介でした。

以上

(2020年5月)

〔 弁理士 笹木 幸雄
日本パテントデータサービス株式会社
ブランディング部 顧問 〕